

改正

平成24年3月30日告示第40号  
平成25年3月29日告示第39号  
平成28年3月23日告示第24号  
平成29年3月29日告示第45号  
平成31年3月29日告示第55号  
令和2年4月23日告示第97号  
令和3年2月26日告示第30号  
令和4年3月31日告示第62号  
令和5年3月20日告示第25号  
令和6年3月29日告示第45号

浜田市まちづくり総合交付金交付要綱

(目的)

**第1条** この告示は、地区まちづくり推進委員会及び町内会等に対し、浜田市まちづくり総合交付金（以下「総合交付金」という。）を交付することにより、住民主体によるまちづくり活動を支援するとともに、その気運の醸成を図り、もって活力ある地域コミュニティの形成に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この告示において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区まちづくり推進委員会 浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱（平成23年浜田市告示第39号。以下「認定要綱」という。）第6条の規定により認定を受けた団体をいう。
- (2) 町 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の町をいう。
- (3) 町内会等 市内において、町内会若しくは自治会として町の区域又は一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成される団体（第1号に規定する団体を除く。）をいう。

(交付対象者)

**第3条** 総合交付金の交付の対象となる団体（以下「交付対象者」という。）は、地区まちづくり推進委員会及び町内会等のうち、継続的に次の各号のいずれかに掲げる活動を行うものとする。

- (1) 総会又は役員会の開催等組織の運営に関すること。
- (2) 地域の環境及び景観の保全に関すること。
- (3) 地域の防犯及び防災に関すること。
- (4) 青少年の健全育成に関すること。
- (5) 健康福祉の向上に関すること。
- (6) 地域文化の継承及び創出に関すること。
- (7) 地域コミュニティの維持及び形成に関すること。
- (8) 生活基盤の確保に関すること。
- (9) 地域資源の活用に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、地域のまちづくりに関し、特に必要があると認められること。

(総合交付金の区分及び額)

**第4条** 総合交付金の区分及び額は、別表に定めるとおりとし、その総額は予算の範囲内とする。

(総合交付金の使途の制限)

**第5条** 総合交付金は、次の各号に掲げる総合交付金の区分に応じ、当該各号に定める活動に要する経費に充てるものとする。この場合において、交付対象者は、均等割、世帯数割及び面積割に係る総合交付金に限り、交付対象者を構成する団体に交付し、当該団体が主体となり行う活動に要する経費に充てることができる。

- (1) 均等割、世帯数割、面積割及び活動費 第3条に掲げる活動
- (2) 課題解決特別事業費 認定要綱第9条第1項に規定する地区まちづくり計画に基づく次に掲げる活動（その活動に要する経費が20万円以上のものに限る。）
  - ア 地域課題を解決するために新たに取り組む活動又は既存の活動を拡充して取り組む活動
  - イ 複数年度にわたって地域課題を解決するために取り組む活動又は他団体へのモデルとなるような先進的な活動
  - ウ 複数の地区まちづくり推進委員会又は複数のまちづくりセンターが連携して地域課題を解決するために取り組む活動であって、他団体へのモデルとなるような先進的なもの
- (3) 地区まちづくり推進委員会設立促進事業費 地区まちづくり推進委員会として認定を受けるために行う調査、検討その他の活動

2 総合交付金は、次に掲げる経費に充ててはならない。

- (1) 宗教的活動に要する経費
- (2) 政治目的の活動に要する経費
- (3) 物品（原則として単価が20万円未満のものを除く。）又は酒類の購入に要する経費
- (4) 建物の整備、修繕等（原則としてその費用が60万円未満のものを除く。）に要する経費
- (5) 寄附又は協賛に要する経費
- (6) その他市長が適当でないと認める経費

(交付可能額の事前通知)

**第6条** 市長は、交付対象者が総合交付金の交付を受けようとする年度の前年度の3月末日までに、当該交付対象者が翌年度において交付を受けることができる総合交付金（課題解決特別事業費及び地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものを除く。以下「交付可能額」という。）の見込額を算定し、まちづくり総合交付金交付可能額通知書（様式第1号）により当該交付対象者に通知するものとする。

(交付申請)

**第7条** 総合交付金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、総合交付金の交付を受けようとする年度の6月末日（地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものにあつては、市長が別に定める期日）までにまちづくり総合交付金交付申請書兼請求書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

**第8条** 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、交付の可否を決定し、まちづくり総合交付金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により申請者に通知するとともに、総合交付金の全部又は一部を交付するものとする。

(変更交付申請等)

**第9条** 総合交付金の交付決定を受けた団体(以下「交付事業者」という。)は、その交付決定のあった額(以下「交付決定額」という。)を変更しようとするときは、まちづくり総合交付金変更交付申請書(様式第4号)に第7条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、まちづくり総合交付金変更交付決定(却下)通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(団体の新設等)

**第10条** 年度の途中において、地区まちづくり推進委員会を新たに設置し、又は解散した場合における総合交付金の額等必要な事項は、市長が別に定める。

(繰越し等)

**第11条** 交付事業者は、総合交付金の交付を受けた年度(以下「事業年度」という。)の決算において余剰金が生じたときは、当該余剰金(課題解決特別事業費及び地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものを除く。)を事業年度の翌年度に限り繰り越してこれを使用することができる。

2 前項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越してこれを使用しようとする交付事業者は、事業年度の3月末日までにまちづくり総合交付金繰越協議書(様式第6号)を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による協議があったときは、その内容を審査し、繰越しの可否を決定し、まちづくり総合交付金繰越承認(不承認)通知書(様式第7号)により当該繰り越して使用することができる余剰金(以下「繰越金」という。)の額を通知するものとする。

4 市長は、交付事業者が第1項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越したときは、同年度における交付決定額から、次の各号に掲げる団体の区分に応じ当該各号に定める額を控除し、これを交付するものとする。

(1) 地区まちづくり推進委員会のうち、繰越金相当額が当該事業年度における交付可能額の5分の1の額を超えるもの 当該繰越金相当額から当該5分の1の額を控除した額

(2) 町内会等 当該繰越金相当額

(積立て)

**第12条** 地区まちづくり推進委員会は、総合交付金を事業年度の翌年度以降において行う活動に要する経費に充てようとするときは、当該総合交付金を積み立てることができる。

2 前項の規定により総合交付金を積み立てようとする地区まちづくり推進委員会は、事業年度の3月末日までにまちづくり総合交付金積立計画協議書(様式第8号)を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による協議があったときは、その内容を審査し、積立ての可否を決定し、まちづくり総合交付金積立承認(不承認)通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(実績報告)

**第13条** 交付事業者は、事業年度の翌年度の4月末日までにまちづくり総合交付金実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 会計監査を受けたことが確認できる書類
- (4) 総合交付金の使途を確認できる書類(交付を受けた総合交付金の一部を交付事業者の構成団体又は関係団体に交付した場合に限る。)
- (5) 活動状況が確認できる写真
- (6) 積立金の管理状況が確認できる書類(交付を受けた総合交付金の一部を積立金として保有している場合に限る。)
- (7) その他市長が必要と認める書類  
(交付決定の取消し)

**第14条** 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、総合交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により総合交付金の交付を受けたとき。
- (2) 総合交付金を第5条第1項各号に掲げる総合交付金の区分に応じ、当該各号に定める活動以外の活動に使用したとき。  
(総合交付金の返還)

**第15条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、期限を定めて、当該各号に定める部分のまちづくり総合交付金の返還を命ずるものとする。

- (1) 第11条第1項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越した交付事業者が、当該翌年度の決算において繰越金に余剰金を生じさせたとき 当該繰越金の余剰金に係る部分
- (2) 第12条第1項の規定により総合交付金を積み立てた交付事業者が、当該積み立てた総合交付金を充てようとした経費に係る活動を完了した場合等において、当該積み立てた総合交付金に余剰金を生じさせたとき 当該積み立てた総合交付金の余剰金に係る部分
- (3) 前条の規定により総合交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消したとき 当該総合交付金の取消しに係る部分  
(その他)

**第16条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。  
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。  
(令和元年度に交付を受けた総合交付金に係る実績報告の特例)
- 3 令和元年度に交付を受けた総合交付金に係る実績報告については、第13条各号列記以外の部分中「事業年度の翌年度の4月末日」とあるのは、「令和2年6月30日」と読み替えて同条の規定を適用する。

附 則 (平成24年3月30日告示第40号)

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る総合交付金について適用し、同日前の申請に係る総合交付金については、なお従前の例による。

**附 則** (平成25年3月29日告示第39号)

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱(第14条を除く。)の規定は、平成25年度以後の年度分の総合交付金について適用し、平成24年度分までの総合交付金については、なお従前の例による。

**附 則** (平成28年3月23日告示第24号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次項及び附則第4項に定めるものを除き、この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱(以下「新告示」という。)の規定は、平成28年度以後の年度分の総合交付金について適用し、平成27年度分までの総合交付金については、なお従前の例による。

3 新告示第16条の規定は、平成27年度分までの総合交付金についても、適用する。

(平成28年度の総合交付金の特例)

4 平成28年度に交付する総合交付金については、新告示第12条第4項第1号の規定は、適用しない。

**附 則** (平成29年3月29日告示第45号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則** (平成31年3月29日告示第55号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則** (令和2年4月23日告示第97号)

この告示は、令和2年4月23日から施行する。

**附 則** (令和3年2月26日告示第30号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年2月26日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱の規定は、令和3年度以後の年度分の総合交付金について適用し、令和2年度分までの総合交付金については、なお従前の例による。

**附 則** (令和4年3月31日告示第62号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則** (令和5年3月20日告示第25号)

この告示は、令和5年3月20日から施行する。

別表（第4条関係）  
総合交付金の額

区分		総合交付金の額				
1	均等割	1 町内会等につき 2 万円				
2	世帯数割	総合交付金を交付する年度の 前年度の 2 月 1 日（以下「基 準日」という。）における交 付対象者の世帯数に次の各号 に掲げる団体の区分に応じ、 当該各号に定める金額を乗じ て得た額 （1） 地区まちづくり推進 委員会 1,500円 （2） 町内会等 1,200円				
3	面積割	基準日における交付対象者の 区域の面積（ヘクタールを単 位とした当該面積に小数点第 2 位未満の端数が生じたとき は、これを四捨五入した面 積）に 1 ヘクタールにつき 100円を乗じて得た額				
4	活動 費	(1) 活 動基礎 額	ア 認定要綱第 3 条第 1 項第 1 号 又は第 2 号の規定による地区ま ちづくり推進委員会	1 のまちづくりセンターの管 轄する区域又は 1 の小学校の 校区につき 100 万円（世帯数 が 1,500 世帯以上のものにあ っては、200 万円）		
			イ 前号 以外の 地区ま ちづく り推進 委員会	(ア) 単 一の町 で構成 される 地区ま ちづく り推進 委員会	世帯数が おおむね 150 世帯以 上 500 世帯 未満	30 万円
					世帯数が 500 世帯以 上 750 世帯 未満	50 万円
					世帯数が 750 世帯以 上 1,000 世 帯未満	75 万円
					世帯数が 1,000 世帯 以上 1,500	100 万円

			世帯未満	
			世帯数が 1,500世帯 以上	200万
		(イ) 複 数の町 で構成 される 地区ま ちづく り推進 委員会	世帯数が おおむね 100世帯以 上300世帯 未満	30万円
			世帯数が 300世帯以 上400世帯 未満	50万円
			世帯数が 400世帯以 上500世帯 未満	75万円
			世帯数が 500世帯以 上1,500世 帯未満	100万円
			世帯数が 1,500世帯 以上	200万
	(2) 高 齢化加 算		地区まちづくり推進委員会のう ち、その高齢化率が市の高齢化率 を超えているもの	交付対象者が適用を受ける活 動基礎額に、交付対象者の高 齢化率から市の高齢化率を差 し引いて得た率を乗じて得た 額
	(3) 年 少人口 加算	地区まちづくり推進委員会のう ち、その年少人口率が市の年少人 口率を超えているもの	交付対象者が適用を受ける活 動基礎額に10分の1を乗じて 得た額	
5 課題解決特別事業 費		第5条第1項第2号アに掲げる活 動	50万円	
		第5条第1項第2号イに掲げる活 動	100万円	
		第5条第1項第2号ウに掲げる活 動	200万円	
6 地区まちづくり推 進委員会設立促進事 業費		地区まちづくり推進委員会として 認定を受けることを検討している 団体	5万円	
		地区まちづくり推進委員会として	20万円	

	認定を受けることを決定している 団体	
--	-----------------------	--

備考

- (1) 総合交付金は、次に掲げる額の合計額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。
  - ア 地区まちづくり推進委員会 第1項から第5項までの額
  - イ 町内会等 第1項から第3項まで及び第6項の額
- (2) 「まちづくりセンター」とは、浜田市まちづくりセンター条例（令和2年浜田市条例第41号）第2条第1項のまちづくりセンターをいう。
- (3) 「小学校の校区」とは、平成22年4月1日における浜田市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成17年浜田市教育委員会規則第15号）別表第1に規定する小学校の校区をいう。
- (4) 「高齢化率」とは、基準日における総人口に占める65歳以上の人口の割合（当該割合に小数点第2位未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した割合）をいう。
- (5) 「年少人口率」とは、基準日における総人口に占める14歳以下の人口の割合（当該割合に小数点第2位未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した割合）をいう。
- (6) 「地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを検討している団体」及び「地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを決定している団体」とは、町内会等で組織された団体であって、当該団体において地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを検討し、又は決定していると市長が認めるものをいう。

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第9条関係）

様式第5号（第9条関係）

様式第6号（第11条関係）

様式第7号（第11条関係）

様式第8号（第12条関係）

様式第9号（第12条関係）

様式第10号（第13条関係）